

京都市告示第 779号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、次の者を京都市公金収納受託者とし、駐車料金の徴収及び収納事務を委託します。

令和5年3月31日

京都市長 門川 大作

委託をする駐車場	京都市公金収納受託者	委託する期間
京都市清水坂観光駐車場	京都市駐車場管理 コンソーシアム	令和5年4月1日から 令和9年3月31日まで
京都市銀閣寺観光駐車場		
京都市嵐山観光駐車場		
京都市高雄観光駐車場		
京都市円山駐車場		
京都市出町駐車場		

(建設局自転車政策推
進室)